

医療従事者向け宿泊施設提供制度 実施要領

1 目的

本制度は、新型コロナウイルス感染症患者に対応する医療従事者が帰宅困難な場合に利用できる宿泊施設を提供することで、医療体制の維持を図るものである。

2 対象

いずれかの対象医療機関で医療に従事する者のうち、対象者であると医療機関の長が認めた者

(1) 対象医療機関

- ① 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた医療機関
- ② 帰国者・接触者外来実施医療機関
- ③ 地域外来・検査センター

(2) 対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症患者に対して直接医療を提供する者
- ② 新型コロナウイルス感染症患者に接触可能性のある者

3 宿泊

(1) 提供施設

別表のとおり

(2) 実施期間

令和2年5月18日（月）～令和3年3月31日（水）

(3) 宿泊料

無料

※ 食事代や駐車場代が必要な場合やキャンセル料が発生した場合は、利用者負担となる。

(4) 本人確認

宿泊施設において、チェックイン時に申込書と職員証を突合することで本人確認を行う。

(5) 利用範囲

対象医療機関が所在する二次医療圏内の宿泊施設のみ利用可能

(6) 注意事項

- ・ 予約は電話のみ可能
- ・ 医療従事者向け無料宿泊プラン利用の旨を予約時に必ず伝えること
- ・ キャンセル料の規程は宿泊施設に従うこと
- ・ 1人1部屋利用（複数人での1部屋利用は不可）
- ・ 当該宿泊施設が満室の場合は利用不可

4 利用書

(1) 様式

別紙のとおり

(2) 発行

- ・ 対象医療機関が発行するものとする。
- ・ 対象医療機関は、あらかじめ対象者や対象部署を指定するものとする。
- ・ 利用書の発行をもって、医療機関の長が上記2の対象者として認めたものとみなす。

(3) 事務処理

- ・ 利用書は、対象医療機関が専用 Web サイトからダウンロードし、対象者に発行するものとする。
- ・ 対象医療機関が発行したものであることがわかるよう、利用書に押印等の処理を行うこと。

(4) 宿泊施設への提示

- ・ 利用書は、職員証とともにチェックイン時に宿泊施設に提示すること。
- ・ 利用書及び職員証の提示がない場合は、本制度の利用を不可とする。

5 実績確認

- ・ 県は、宿泊利用者一覧を対象医療機関に提示し、利用実績について確認を求めるものとする。
- ・ 対象医療機関は、不適正な利用が疑われる場合、速やかに県に報告するものとする。

6 周知（専用 web サイト）

<https://www.hotels-for-niigata-medical-staff.com/>

附 則

- 1 この要領は、令和2年5月18日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年11月1日から施行する。